

静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1224

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-104）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>第3条 給与条例第20条第1項後段、教職員給与条例第21条第1項後段及び警察職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その退職の後基準日までの間において給与条例、教職員給与条例又は警察職員給与条例(以下「給与条例等」という。)の適用を受ける職員（<u>臨時職員を除き、非常勤職員</u>にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ。）、静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）又は静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）の適用を受ける職員（<u>臨時職員を除き、非常勤職員</u>にあつては、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に限る。以下第7条において「企業職員」という。）及び法第57条の規定の適用を受けている単純な労務に雇用され</p> | <p>第3条 給与条例第20条第1項後段、教職員給与条例第21条第1項後段及び警察職員給与条例第20条第1項後段の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その退職の後基準日までの間において給与条例、教職員給与条例又は警察職員給与条例(以下「給与条例等」という。)の適用を受ける職員（非常勤職員にあつては、法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ。）、静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）又は静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）の適用を受ける職員（非常勤職員にあつては、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に限る。以下第7条において「企業職員」という。）及び法第57条の規定の適用を受けている単純な労務に雇用される職員（以下「単純労務職員」という。）</p> |

る職員（以下「単純労務職員」という。）並びに特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号）別表第2に掲げる公営企業の管理者及びその他の常勤の特別職の職員となつた者

(5) (略)

第5条の4 給与条例第20条第5項等の管理又は監督の地位にある職員は、次の各号に掲げる職員（休職にされている職員のうち、給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項に該当する職員以外の職員並びに外国機関等派遣職員を除く。）とする。

(1) 管理職手当規則の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員

(2)・(3) (略)

2 給与条例第20条第5項等の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 100分の20

(2) 前項第2号及び第3号に掲げる職員 100分の25（5号給以下の号給を受ける職員にあつては100分の15）

第7条 基準日以前6か月以内の期間において、次の各号に掲げる者で勤務日及び勤務時間が給与条例等の適用を受ける職員とほぼ同様である者が給与条例等の適用を受ける職員となつた場合（第3号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる者にあつては、引き続き給与条例等の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそ

並びに特別職の職員等の給与等に関する条例（昭和46年静岡県条例第25号）別表第2に掲げる公営企業の管理者及びその他の常勤の特別職の職員となつた者

(5) (略)

第5条の4 給与条例第20条第5項等の管理又は監督の地位にある職員は、次の各号に掲げる職員（休職にされている職員のうち、給与条例第24条第1項、教職員給与条例第24条第1項及び警察職員給与条例第23条第1項に該当する職員以外の職員並びに外国機関等派遣職員を除く。）とする。

(1) 管理職手当規則の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員

(2) 教職員給与条例第5条の2の規定の適用を受ける職員

(3)・(4) (略)

2 給与条例第20条第5項等の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 100分の20

(2) 前項第2号から第4号までに掲げる職員 100分の25（前項第3号又は第4号に掲げる職員であつて、5号給以下の号給を受けるものにあつては100分の15）

第7条 基準日以前6か月以内の期間において、次の各号に掲げる者で勤務日及び勤務時間が給与条例等の適用を受ける職員とほぼ同様である者が給与条例等の適用を受ける職員となつた場合（第3号から第5号まで及び第7号から第9号までに掲げる者にあつては、引き続き給与条例等の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそ

これらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。ただし、当該公務員としての期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給を受けた者については、その支給にかかる期間は算入しない。

(1)・(2) (略)

(3) 臨時又は非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）

(4)～(9) (略)

2 (略)

(勤勉手当の成績率)

第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。

(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の195（給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の235）

(2) (略)

これらの者として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。ただし、当該公務員としての期末手当及び勤勉手当（これらに相当する給与を含む。）の支給を受けた者については、その支給にかかる期間は算入しない。

(1)・(2) (略)

(3) 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）

(4)～(9) (略)

2 (略)

(勤勉手当の成績率)

第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者（その委任を受けた者を含む。）が定めるものとする。

(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の190（給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の230）

(2) (略)

別表第 1 (略)

| 給料表 | 職員 | 加算割合 |
|---------------------------|-----|------|
| (略) | | |
| 福祉職給料表 | (略) | |
| 高等学校等教育職給料表及び中学校小学校教育職給料表 | (略) | |
| (略) | | |
| 備考 1 | (略) | |
| 2 | (略) | |

別表第 1 (略)

| 給料表 | 職員 | 加算割合 |
|---------------------------|-------------|-------------------------------------|
| (略) | | |
| 福祉職給料表 | (略) | |
| 大学教育職給料表 | 職務の級 4 級の職員 | 100分の15 (人事委員会が別に定める職員にあっては100分の20) |
| | 職務の級 3 級の職員 | 100分の12 |
| | 職務の級 2 級の職員 | 100分の10 |
| 高等学校等教育職給料表及び中学校小学校教育職給料表 | (略) | |
| (略) | | |
| 備考 1 | (略) | |
| 2 | (略) | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 令和 2 年 3 月 31 日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (令和元年静岡県条例第 1 号。以下「整備条例」という。) 第 1 条の規定による改正前の職員の給与に関する条例 (昭和 28 年静岡県条例第 31 号) 第 25 条、整備条例第 6 条の規定による改正前の静岡県教職員の給与に関する条例 (昭和 31 年静岡県条例第 52 号) 第 25 条又は整備条例第 7 条の規定による改正前の静岡県地方警察職員の給与に関する条例 (昭和 32 年静岡県条例第 40 号) 第 24 条に規定する臨時職員として在職していた職員の令和 2 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間については、改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則 (以下「改正後の規則」という。) 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 令和元年 12 月 2 日以後に臨時的任用教職員の給与取扱要綱 (平成 26 年 4 月 1 日施行) の適用を受ける職員 (以下「要綱適用臨時教職員」という。) として在職していた職員であって、令和 2 年 4 月 1 日以後に職員の給与に関する条例、静岡県教職員の給与に関する条例若しくは静岡県地方警察職員の給与に関する条例の適用を受ける臨時職員又は静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例 (令和元年静岡県条例第 3 号) 第 2 条第 1 項、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第

110号) 第6条第1項第1号若しくは静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年条例第85号) 第9条第1項第1号の規定に基づく任期付職員として任用された職員の令和2年6月1日を基準日とする期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間については、令和元年12月2日以後に要綱適用臨時教職員として在職した期間を、改正後の規則第6条第1項の在職期間及び第12条第1項の勤務期間とみなす。